

総社市立学校条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第25号

総社市立学校条例等の一部を改正する条例

(総社市立学校条例の一部改正)

第1条 総社市立学校条例(平成17年総社市条例第98号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条及び第29条の規定により、次の学校を設置する。		学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条及び第29条の規定により、次の学校を設置する。	
名称	位置	名称	位置
略		略	
総社市立常盤小学校	総社市 <u>駅南一丁目13番地13</u>	総社市立常盤小学校	総社市 <u>三輪926番地</u>
略		略	

(総社市立幼稚園条例の一部改正)

第2条 総社市立幼稚園条例(平成17年総社市条例第101号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置

改正後		改正前	
略		略	
総社市立常盤幼稚園	総社市駅南一丁目13番地8	総社市立常盤幼稚園	総社市真壁773番地1
略		略	

(総社市立保育所条例の一部改正)

第3条 総社市立保育所条例(平成17年総社市条例第127号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(名称, 位置及び定員) 第2条 保育所の名称, 位置及び定員は, 次のとおりとする。			(名称, 位置及び定員) 第2条 保育所の名称, 位置及び定員は, 次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略			略		
総社市立中央保育所	総社市駅南一丁目8番地1	120人	総社市立中央保育所	総社市真壁737番地3	120人

(総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正)

第4条 総社市放課後児童クラブ施設条例(平成17年総社市条例第129号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
(名称, 位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称, 位置及び定員は, 次のとおりとする。			(名称, 位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称, 位置及び定員は, 次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略			略		
常盤小学校区放課後児童クラブ施設	総社市駅南一丁目13番地13 総社市駅南一丁目13番地18	130人	常盤小学校区放課後児童クラブ施設	総社市三輪773番地1 総社市三輪926番地	130人
略			略		

(総社市新生活交通の運行に関する条例の一部改正)

第5条 総社市新生活交通の運行に関する条例(平成22年総社市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
区 域		行政区域	区 域		行政区域
個別区域	東部区域	駅前一丁目, 駅前二丁目, 中央一丁目, 中央二丁目, 中央三丁目, 中央四丁目, 中央五丁目, 中央六丁目, 総社一丁目, 総社二丁目, 総社三丁目, 駅南一丁目, 駅南二丁目, 総社, 井手, 刑部, 福井, 泉, 小寺, 門田, 井尻野, 長良, 窪木, 北溝手, 南溝手, 金井戸, 三須, 上林, 下林, 赤浜, 東阿曾, 西阿曾, 奥坂, 久米, 黒尾, 溝口, 真壁, 中原, 三輪, 西郡, 地頭片山, 岡谷, 西坂台, 宿, 清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因	個別区域	東部区域	駅前一丁目, 駅前二丁目, 中央一丁目, 中央二丁目, 中央三丁目, 中央四丁目, 中央五丁目, 中央六丁目, 総社一丁目, 総社二丁目, 総社三丁目, 総社, 井手, 刑部, 福井, 泉, 小寺, 門田, 井尻野, 長良, 窪木, 北溝手, 南溝手, 金井戸, 三須, 上林, 下林, 赤浜, 東阿曾, 西阿曾, 奥坂, 久米, 黒尾, 溝口, 真壁, 中原, 三輪, 西郡, 地頭片山, 岡谷, 西坂台, 宿, 清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因
略			略		
略			略		

(総社市労働福祉会館条例の一部改正)

第6条 総社市労働福祉会館条例(平成17年総社市条例第187号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 労働者の福祉の増進と教養文化の向上を図るため, 総社市労働福祉会館(以下「会館」という。)を総社市駅前一丁目5番地7に設置する。	(設置) 第1条 労働者の福祉の増進と教養文化の向上を図るため, 総社市労働福祉会館(以下「会館」という。)を総社市真壁661番地1に設置する。

(総社市勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第7条 総社市勤労者総合福祉センター条例（平成17年総社市条例第188号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(位置) 第2条 サンワーク総社の位置は、総社市 <u>駅南一丁目5番地7</u> とする。	(位置) 第2条 サンワーク総社の位置は、総社市 <u>真壁661番地1</u> とする。

附 則

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。